

平成18年6月30日
内閣府

「災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する推進会議」議事概要について

1 推進会議の概要

日 時：平成18年6月22日（木）16:00～17:30

場 所：内閣府防災A会議室

出席者：武田内閣府大臣官房審議官、小暮内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）、金谷消防庁国民保護・防災部防災課長、赤澤厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室長、布村国土交通省河川局河川計画課長、服巻警察庁警備局警備課災害対策室長ほか、内閣官房（安全保障・危機管理担当）、総務省、法務省、文部科学省、林野庁、経済産業省、国土地理院、気象庁の災害業務担当者

2 議事概要

冒頭、武田審議官より挨拶があった後、災害時の要援護者避難支援対策及び情報伝達に関する関係省庁の取組状況や今後の予定について報告を行うとともに、意見交換を実施した。

(1) ガイドライン改訂の経緯等

- 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月策定）については残された課題があるとの認識から、平成17年9月に新たに検討会を立ち上げて検討を進め、平成18年3月28日付でガイドラインの改訂を行った。
- 当初のガイドラインは災害時の情報伝達や避難所への避難支援が中心であったが、今回の改訂においては、避難所における支援、関係機関等の間の連携の2項目を追加するとともに、関係機関共有方式の積極的活用を盛り込むなど内容の充実を図った。
- 改訂版ガイドラインは、策定後直ちに内閣府、消防庁、厚生労働省の3省庁連名で通知するとともに、平成18年4月21日開催の中央防災会議において報告された。

(2) 各省庁における取組状況

○ 内閣府

- 「平成18年度総合防災訓練大綱」（平成18年4月21日中央防災会議決定）において、災害時要援護者の避難支援体制の整備に努めることを明記。
- 「平成19年度防災対策の重点（指針）」（平成18年6月2日中央防災会議決定）において、政府全体で取り組むべき課題として「災害時要援護者への支援」と「迅速・的確な防災情報の提供」を明記し、関係省庁の積極的な取組を要請。
- 「平成18年版防災白書」において、要援護者避難支援対策のこれまでの取組と個人情報保護制度における要援護者情報の共有のあり方等を紹介。

○ 消防庁

- 平成18年5月に風水害対策の強化について通知を発出し、災害時要援護者の避難誘導体制の整備と避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を改めて要請。
- 市町村における要援護者避難支援プランの策定を支援するため、全国10団体でモデル事業を実施。実施団体の実態を把握・整理し、策定に当たってのポイントをまとめた手引きを平成18年3月に作成。

- 厚生労働省
 - ・ 平成 18 年度災害救助担当者全国会議（平成 18 年 5 月 22 日開催）において、ガイドラインを踏まえた取組を要請するとともに、福祉避難所の指定や、平常時からの施設管理者等との連携、施設利用方法の確認等を要請。また、災害時においても要援護者の日常生活上の支援に必要な消耗材（例・紙おむつ、ストーマ用装具）が円滑に給与されるための体制の整備（例・事業者団体との協定の締結等）や福祉避難所の更なる周知等を要請。
 - 国土交通省
 - ・ 平成 17 年 4 月に水防法を改正し、新たに「特別警戒水位」を創設。平成 21 年までに全国約 2,200 河川において設定を目指す。既に 977 河川において設定済み（平成 18 年 6 月 1 日現在）。また、ハザードマップ作成のための浸水想定区域図の作成も 327 河川で作成済み（平成 18 年 3 月 31 日現在）。平成 21 年度までの作業完了を目指す。
 - ・ 「洪水等に関する防災情報体系のあり方について」の提言（平成 18 年 6 月 22 日）を踏まえ、洪水等に関する用語を住民が容易に理解できる表現に改善する方針。異なる目的で設定された水位情報を統一し、発表情報と必要な避難行動等との関連も明確化。
 - ・ 土砂災害防止法の改正（平成 17 年 7 月 1 日施行）を受け、「土砂災害防止対策基本指針」の変更を予定。要援護者関連施設への情報伝達体制の整備や土砂災害ハザードマップ等の作成・配布による住民への情報周知等を盛り込む予定。
 - 気象庁
 - ・ 避難勧告等の発令の判断に資するきめ細かな情報提供を行うため、複数市町村を単位とした現行の警報から可能な限り市町村を特定した警報の発表に向けて、平成 18 年 6 月から警報基準の見直しを開始。平成 20 年度出水期から新たな基準での警報の発表を目指す。
 - ・ 市町村の防災対応を支援するため、インターネットを活用した防災情報の提供を平成 18 年 5 月 10 日から開始。今後、市町村等からの要望により提供情報の拡充を図る予定。
 - 警察庁
 - ・ 新潟県中越地震や福岡県西方沖地震において被災者支援部隊を編成し、要援護者の実態把握や困りごと相談等の活動を実施。今後も必要に応じて支援活動を実施していく方針。
 - 経済産業省
 - ・ 平成 18 年度原子力総合防災訓練の重点項目として、避難所での支援対策についても訓練を実施し、災害時要援護者の避難対策の充実を図る予定。
 - 林野庁
 - ・ 山地災害防止キャンペーン（5/20～6/30）において、災害時要援護者関連施設を対象とした山地防災に関する広報活動や当該施設周辺の防災パトロール等を実施。
- (3) その他
- ・ 要援護者支援等については、現在関係省庁で鋭意取組を行っているため、今後も進捗状況に応じて推進会議を開催し、情報共有・意見交換を実施していくこととした。